

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する大湊池公園の公園施設の利用料金の額で令和五年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和五年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 体育館の利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
床面積の三分 の一以下の使 用	九三〇円	一、二五〇円	二、〇八〇円	一、五一〇円
床面積の三分 の一を超え二 分の一以下の 使用	一、二五〇円	一、八八〇円	三、一三〇円	二、二五〇円
床面積の二分 の一を超える 使用	二、五〇〇円	三、七六〇円	六、一七〇円	四、五五〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。

二 テニスコートの利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後七時まで （六月十六日
----	----------------	------------------	------------------	----------------------------

				から八月十五日までの期間に限る。)
一面	一、一五〇円	一、四六〇円	二、五〇〇円	一時間につき 三七〇円

注 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は、半日単位のみを利用を原則とし、コートに空きがある場合等に限り午前九時から午後五時までの利用を認めます。この場合の利用料金の総額は、二、六一〇円とします。

三 運動場の利用料金

四時間以内の場合	
四時間を超える場合	
	六二〇円
	九八〇円

注

- 1 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。
- 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、四時間以内の利用を原則とし、運動場に空きがある場合等に限り更に四時間以内の利用を認めます。この場合の利用料金の総額は、一、二四〇円とします。